

○加賀市議会図書室規則

平成 27 年 9 月 28 日

議会規則第 3 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 19 項の規定に基づき、加賀市議会に加賀市議会図書室(以下「図書室」という。)を置く。

2 図書室は、加賀市立図書館条例(平成 17 年加賀市条例第 98 号。以下「条例」という。)第 2 条に規定する加賀市立中央図書館内の市政図書室に併設する。

(管理)

第 2 条 図書室に議会図書室長(以下「室長」という。)を置く。

2 室長は、議長の命を受け、図書室の管理を行う。

(図書等の種類)

第 3 条 図書室に備え付ける図書及び資料(以下「図書室資料」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 官報その他の政府刊行物
- (2) 石川県公報その他の石川県刊行物
- (3) 加賀市議会会議録その他の加賀市議会刊行物
- (4) 加賀市広報その他の加賀市刊行物
- (5) 地方自治行政に関する刊行物
- (6) その他各種図書、新聞、雑誌等

(利用の制限)

第 4 条 室長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、図書室の利用を禁止し、又は停止することができる。

- (1) 議員の調査研究を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (2) 条例第 6 条各号に該当するおそれがあると認められるとき。

(貸出し)

第 5 条 図書室資料の貸出しを受けようとする者は、条例第 5 条に規定する貸出券の交付を受けなければならない。

2 図書室資料を同時に貸出しできる数量及び期間は、加賀市立図書館管理運営規則(平成 17 年加賀市教育委員会規則第 24 号)第 5 条の例による。
ただし、室長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(貸出しの制限)

第 6 条 官報、新聞、新着雑誌その他室長が特に指定した図書室資料は、貸出しを行わない。ただし、室長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前条の規定にかかわらず、室長は、必要と認めたときは、利用者に対し、利用中の図書室資料を返還させることができる。

(利用時間及び休館日)

第 7 条 図書室の利用時間は、条例第 3 条第 1 項第 1 号に規定する時間とする。

2 図書室の休館日は、条例第 4 条第 1 項第 1 号に規定する日とする。

(損害賠償)

第 8 条 利用者は、図書室資料を亡失し、又は損傷したときは、当該損害を賠償しなければならない。ただし、室長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

附 則

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。